

平成26年松茂町議会第2回臨時会会議録

第1日目（11月26日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

- 9 番 新 保 勲

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|--------|-------|
| 町長 | 広瀬憲発 |
| 副町長 | 吉田直人 |
| 教育長 | 庄野宏文 |
| 会計管理者 | 池田忠男 |
| 総務参事 | 森一美 |
| 産業建設参事 | 吉成均 |
| 民生参事 | 米田利彦 |
| 教育次長 | 小倉宝積 |
| 企画財政課長 | 吉田英雄 |
| 総務課長 | 大迫浩昭 |
| 税務課長 | 南東稔 |
| 危機管理室長 | 吉崎英雄 |
| 建設課長 | 井上雅史 |
| 水道課長 | 小坂宜弘 |
| 産業環境課長 | 原田賢 |
| 下水道課長 | 石森典彦 |
| 町民福祉課長 | 鈴谷一彦 |
| 健康保険課長 | 谷本富美代 |
| 社会教育課長 | 尾野浩士 |
| 学校教育課長 | 山下真穂 |

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 古川和之 |
| 議会事務局係長 | 入口三恵子 |

平成26年松茂町議会第2回臨時会会議録

平成26年11月26日(第1日目)

○議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第48号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第49号 平成26年度松茂町一般会計補正予算(第4号)

日程第5 議案第50号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第51号 平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第7 議案第52号 平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第53号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第2号)

日程第9 議案第54号 平成26年度松茂町水道特別会計補正予算(第1号)

平成26年松茂町議会第2回臨時会会議録

第1日目（11月26日）

午後 1時30分開会

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成26年松茂町議会第2回臨時会の開会をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からご挨拶がございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、こんにちは。最近、朝晩めっきり寒くなってきました。日本のあちこちでいろいろ災害も発生しとるようです。最近、長野県での地震、それから、昨日ですか、今日ですか、阿蘇山で噴火をしたというようなことでいろいろと面倒なことが起こっているようでございます。また、国会の方では衆議院が解散したということで年末いろいろ慌ただしくなってきたんじゃないかと思えます。

本日は、7件の議案の提出がございますが、最後まで慎重審議をお願いいたしまして開会の挨拶といたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成26年松茂町議会第2回臨時会は成立いたしました。

ただいまから、平成26年松茂町議会第2回臨時会を開会いたします。

○議長【藤枝善則君】　広瀬町長から招集の挨拶があります。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　皆さん、こんにちは。11月もあと4日を残すところとなってまいりまして、朝晩、寒さを感じるようになってまいりました。本日は、松茂町議会第2回臨時会の招集をお願いをいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会には、上程をいたします議案は7件でございます。十分にご審議をいただきまして、全議案が可決、決定を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、招集のご挨拶といたします。

○議長【藤枝善則君】　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、8番吉崎議員及び10番春藤議員を指名いたします。

○議長【藤枝善則君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日間にしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】　異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】　日程第3、議案第48号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第9、議案第54号「平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　それでは、私の方から提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議案第48号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院及び徳島県人事委員会より「公民格差の解消と均衡を図るため公務員の月例給と勤勉手当、通勤手当等について、引き上げを行うことが適当である」旨の勧告がありましたことから、これに準じて職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

次に、議案第49号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第4号）につきましては、平成26年度の人事異動及び議案第48号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による給与改定に伴い、増減が生じることとなりました人件費につきまして補正をお願いするとともに、平成26年12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査に必要となります諸費用につきまして補正をお願いをするものでございます。

議案第50号、平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第54号、平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、議案第49号と同様に、人事異動及び給与改定に伴い増減が生じることとなりました人件費につきまして補正をお願いするものでございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定を賜りますようお願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

大迫総務課長。

○総務課長【大迫浩昭君】 議案第48号につきましてご説明を申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

議案第48号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。平成26年11月26日提出、松茂町町長、広瀬憲発というものでございます。

職員の給与に関しましては、人事院勧告による国家公務員の給与制度を基本といたしまして、徳島県人事委員会の報告を踏まえ、適宜、見直しを行ってまいりました。本年度の人事院勧告におきましては、民間給与との格差是正、及び地域間・世代間の給与配分のあり方を課題ととらえ給与制度の総合的な見直しを行う方針が示され、県の人事委員会におきましても、おおむね同様の勧告がなされております。この条例改正の新旧対照表につきましては議案参考資料1ページから2ページにお示ししてございますので、あわせてご覧ください。

その内容の主なものといたしまして、第1点目は通勤手当の改正でございます。これは、自動車等交通用具使用者の通勤手当につきまして、民間の支給状況を踏まえ、主要距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げを行うものでございます。

次に、第2点目といたしましては、月例給と勤勉手当の引き上げでございます。これは、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら平成26年4月1日に遡及して給料表の水準を引き上げ、勤勉手当につきましても、同様に民間の支給割合に見合うよう、平成26年12月支給分から引き上げを行うものでございます。なお、12月支給分の勤勉手当につきましては、12月1日が基準日となっております関係上、本日の臨時議会開催をお願いしたものでございます。

本臨時議会におきましては、この2点について給与条例の改正をお願いするものですが、

今回の勧告内容といたしましては、このほかに、第3点目といたしまして、地域民間給与のさらなる反映という観点から、全国共通に適用される給料表の水準について、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、平均2%引き下げるとともに、世代間の給与配分をさらに適正化する必要があるため、50歳代後半層の職員が多く在職する高位号俸の給料月額について最大で4%程度引き下げることとする勧告が含まれております。なお、この給料表の引き下げにつきましては、平成27年4月1日から実施するとともに、激変緩和の観点から、平成30年3月31日までの3年間においては経過措置としていわゆる現給保障を行うものとされておるものでございますが、この第3点目、給料表引き下げの条例改正につきましては、近隣自治体と歩調を合わせ、機を改めまして議会提案をさせていただき予定といたしておりますので、よろしくご了解をお願いいたします。

以上、議案第48号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 森総務参事。

○総務参事【森 一美君】 それでは、私の方から、議案第49号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第4号）についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書11ページをお開きください。

議案第49号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第4号）。平成26年度松茂町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ573万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億75万8千円とするというものでございます。

このたびの補正につきましては、平成26年度の人事異動、及び、議案第48号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による職員の給与改定に伴う人件費の補正、並びに、12月14日執行の衆議院議員総選挙に伴います諸費用の補正を行うものでございます。

説明の都合上、恐れ入りますが、議案書15ページをお開きください。

歳入につきましては、県委託金といたしまして、衆議院議員選挙委託金573万7千円を補正いたすものでございます。

次に、議案書16ページをお開きください。

歳出につきましては、職員の人件費でございます、給料、職員手当等及び共済費につき

まして、人事異動及び給与改定に伴います過不足分を補正するものでございます。

次に、議案書18ページをお開きください。

18ページの上段でございますけれども、衆議院議員選挙費といたしまして、投票管理者及び投票立会人報酬など総額626万3千円の補正をいたすものでございます。

次に、議案書24ページをお願いいたします。

24ページが一番下の段、目1、繰出金におきまして、後ほどご説明させていただきますが、各特別会計における人件費の補正に伴いまして各特別会計への繰出金を合計405万円減額補正いたすものでございます。

恐れ入りますが、議案書を返っていただきまして16ページをお開きください。

下から2段目、目11、財政調整基金費におきまして、このたびの人件費及び選挙執行経費の補正に伴います剰余金720万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第49号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 米田民生参事。

○民生参事【米田利彦君】 続きまして、民生参事が所管する特別会計の補正予算につきまして、議案第50号、平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第51号、平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第52号、平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の3件をあわせて説明させていただきます。

このたびの補正では、歳入につきましては、一般会計からの繰入金を補正するものでございます。歳出につきましては、平成26年度の人事異動並びに議案第48号による職員の給与改定に伴い、各会計の人件費を過不足が生じたため補正するものでございます。

それでは、議案書の27ページをお開きください。

議案第50号、平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,055万9千円とするものでございます。

次に、議案書の31ページをお開きください。

議案第51号、平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,626万8千円とするもの
でございます。

次に、議案書の35ページをお開きください。

議案第52号、平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,416万7千円とするもの
でございます。

以上で、議案第50号から議案第52号までの説明とさせていただきます。よろしくお
願いたします。

○議長【藤枝善則君】 吉成産業建設参事。

○産業建設参事【吉成 均君】 それでは、議案第53号、平成26年度松茂町公共下
水道特別会計補正予算（第2号）、議案第54号、平成26年度松茂町水道特別会計補正
予算（第1号）の合わせて2件につきましてご説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、歳出におきまして、平成26年度の人事異動及び議案
第48号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による職員の給与改定に伴う人
件費の補正を行うものであります。なお、公共下水道特別会計補正予算の歳入につきまし
ては、補正の財源として一般会計からの繰入金を補正するもの
でございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の39ページをお開きください。

議案第53号、平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定め
るところによるというものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳
出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ
ぞれ5億9,058万3千円とするというものでございます。

続きまして、議案書の44ページをお開きください。

議案第54号、平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）。第1条、平
成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第2条、
平成26年度松茂町水道特別会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補
正する。第1款、第1項、営業費用で4万円を減額し、第4項、予備費で4万円を増額す
るもの
でございます。第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正
する。第1款、資本的支出に15万円を追加し、総額を5億1,335万8千円とするも
の
でございます。第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（1）

職員給与費に11万円を追加し、職員給与費の総額を4,835万3千円とするというものでございます。

以上、議案第53号及び議案第54号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 以上で提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから議案第48号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第54号「平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

これから議案第48号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第54号「平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第48号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第54号「平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」まで議案7件を一括して採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【藤枝善則君】 ありがとうございます。全員起立でございます。

よって、議案第48号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第54号「平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本会議に提出されました議案等は全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成26年松茂町議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

以上で平成26年松茂町議会第2回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 1時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 藤 枝 善 則

署名議員 吉 崎 民 二

署名議員 春 藤 康 雄